

「後期高齢支援システム標準化検討会」

第4回議事概要

日 時：令和5年1月11日(水) 14:00～15:30

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長) 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

川嶋 裕士 江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査

林 浩之 西海市長寿介護課 課長

川東 祐介 鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課  
後期高齢者医療係 係長

濱井 優樹 北海道後期高齢者医療広域連合 業務班長

三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部保険福祉システム部 部長

石井 貞行 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 課長

村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部  
第二開発本部第二開発部 課長

末武 純 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課長

玉置 直人 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部  
住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー

田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部  
社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部  
マネージャー

(オブザーバー)

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

荻本 陵史 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

與那嶺 紗綾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

宮本 寛太 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 事務官

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室	理事官
田中 義高	厚生労働省保険局高齢者医療課	課長
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課	課長補佐
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐

## 【議事次第】

1. 出席者確認
2. 標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について
3. 標準仕様書 1.1 版（案）について
4. 標準仕様書 1.0 版の更新について
5. 今後の予定について

## 【意見交換(概要)】

### (標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について)

- (2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について)  
デジタル庁から基本データリストの改版案が展開されているが、改訂内容を令和 5 年 3 月末に公開予定の標準仕様書 1.1 版に取り込む予定はあるか。  
⇒標準仕様書 1.1 版に取り込むことを目指して、現在デジタル庁にて基本データリストの整理を進めている。整理状況については、適宜展開する。  
⇒システム開発にあたりいつごろまでの情報提供を希望するか。  
⇒基本データリストについては改定案が展開されたが、機能別連携仕様については現時点において展開されていない状況であり、こちらについても 1 月中目途で提供いただきたいと考えている。  
⇒各ベンダの開発に影響が生じないように、迅速に整理を進めていく。
- (4.7 請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について)  
資料上は、本件と同様の運用を実施しているかメガバンク 3 行に問い合わせ中であり、現時点回答を得られていない、と記載しているが、本検討会実施時点までに各行から、当該運用は実施していない旨の回答を得ている。そのため、全国意見照会実施時点の標準仕様書 1.1 版（案）においては、当該要件は記載しないこととする。
- (4.9 ユニバーサルデザインへの対応について)  
ユニバーサルデザインについて UCDA のような認証を取得する予定はあるのか、また自治体側でその経費が発生した場合には、その経費は自治体負担となるのか。  
⇒ユニバーサルデザインに関する認証の取得要否については事務局にて検討中だが、取得する場合は、今回のデザインに対しては事務局にて認証を取得するため、自治体での費用は発生しないという認識。ただし、どこに認証を取得するのかといった考え方も含め、整理は必要と考えており、意見照会期間中に検討を行う予定。
- 標準仕様書 1.1 版（案）について、承認をいただけるか。  
⇒異議がないため、承認をいただいたものとさせていただきます。

### (標準仕様書 1.0 版の更新について)

#### ○ (納付書の修正について)

事務局からの説明の中で、照会を行った業界 5 団体から相反する意見があったとのことだが、この点については解決できる見込みか。

⇒納付書に印字する QR コードについて、ゆうちょ銀行の見解は「納入済通知書片及び原符片以外」への印字とすることとされており、一切の印字が不可である見解とされている一方、日本代理収納サービス協会の見解は地方税統一 QR コードを使用しない場合は、1 つまで印字可という見解となっている。ゆうちょ銀行の見解の通り対応する場合、帳票の宛名部分への印字が考えられるが、一部宛名部分がない帳票も存在することから、本件については引き続き検討が必要と考えている。

⇒ゆうちょ銀行の見解に至った理由は把握しているか。

⇒窓口において、職員が地方税統一 QR コードと誤認してしまうことを防ぐためである（機械処理ではなくヒューマンエラーを気にしてという認識）と伺っている。通常であれば、地方税統一 QR コードには、「eLQR」文言が印字されることから誤認は少ないと考えるが、必ずしも印字されるわけではないといったところを懸念されているのかもしれない。

⇒機械による読み取り上の制約ではなく、人間の誤認防止が目的であれば、調整案を探ることは可能と考える。

#### ○ 標準仕様書 1.0 版の更新について、承認をいただけるか。

⇒異議がないため、承認をいただいたものとさせていただきます。